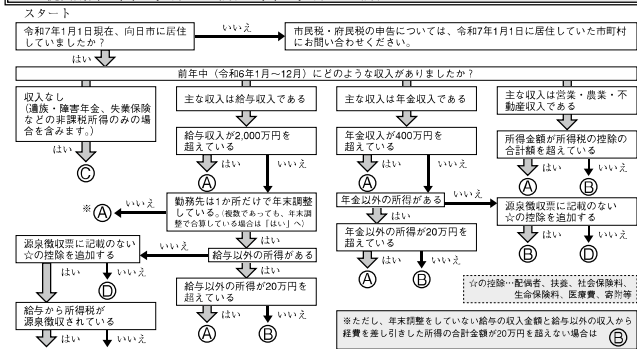


令和7年度市民税・府民税の申告の手引き

平素は、本市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
令和7年度の市民税・府民税は、令和6年中の所得を基準として計算します。この申告書は、前年に市民税・府民税申告書を提出された方、提出の必要があると思われる方等にお送りしています。
申告書を提出する必要があるかどうかは、下記フローチャートでご確認ください。

提出期間 令和7年2月17日(月)～令和7年3月17日(月) 郵送による提出にご協力をお願いします。



※フローチャートは一般的な事例です。

判定	結果	申告先	注 意 事 項
A	所得税の確定申告が必要です	右京税務署 TEL 075-311-6366	所得税の確定申告書を提出する場合は、市民税・府民税の申告は必要ありません。確定申告書の2表の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は、必ず記入してください。
B	市民税・府民税の申告が必要です	向日市役所 税務課 市民税係 TEL: 075-874-2243	ただし、所得税が源泉徴収されている、☆の控除を申告して所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。所得税の確定申告書を提出する場合は、市民税・府民税の申告は必要ありません。
C	市民税・府民税の申告は原則不要です	向日市役所 税務課 市民税係 TEL: 075-874-2243	ただし、以下に該当する方は市民税・府民税申告が必要な場合があります。 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療又は国民年金の被保険者の方 ・(未申告の場合、保険料算定に係る軽減措置等で影響が出る場合があります。) ・児童手当、就学援助、高齢福祉、障害福祉、保育等のサービスを受けている方 ・課税(非課税)証明書が必要な方
D	申告は必要ありません		ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける方は、右京税務署へ確定申告書を提出してください。

●申告に必要なもの 申告内容により異なります。

- 令和7年度市民税・府民税申告書
- 添付書類台紙
- 申告者本人の本人確認書類①②いずれか(提示又は写しの添付)
 - ①マイナンバーカード
 - ②番号確認書類(通知カード等) + 身元確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
※通知カードの場合は、記載事項と住民票に記載されている事項に相違のないものに限り有効です。
- 源泉徴収票、給与明細書、領収書や取支内訳書等、収入と必要経費がわかるもの
※勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先の源泉徴収票等が必要です。
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料の控除証明書、社会保険料、寄附金の領収書等
※社会保険料について、領収書等で金額の確認ができない場合は、事前に支払先へ確認してください。
- 医療費控除は次の①②いずれか
 - ①医療費控除の明細書
 - ②セルフメディケーション税制の明細書 + 一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示
※①②ともに領収書の添付は不要です。領収書は5年間保存する必要があります。
※明細書は事前の作成が必要です。別紙添付書類台紙の裏面にご利用ください。
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書等

○市民税・府民税の申告に関するお問い合わせ 向日市 税務課 市民税係
電話 (075) 874-2243 FAX (075) 922-6587
所得税の確定申告に関するお問い合わせは右京税務署へ

— 3 —

◎申告書裏面「13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」について

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、各欄に記入してください。

※申告された場合、市民税・府民税の非課税基準の所得、配偶者・扶養控除の所得基準、国民健康保険料・介護保険料等の算定基準に影響します。

◎申告書裏面「14 寄附金に関する事項」について (寄附金の領収書等の添付が必要)

令和6年中に支払ったそれぞれの寄附金の金額を記入してください。

○都道府県・市区町村に対する寄附金(震災義援金、ふるさと納税)、京都府共同募金会に対する寄附金、日本赤十字社京都府支部に対する寄附金、京都府が条例で指定する寄附金が対象です。

～ワンストップ特例の申請をされた方へ ご注意～

ワンストップ特例の申請をされた方が、以下の内容にひとつでも該当する場合、その寄附の特例申請はなかったものとみなされます。

以下の内容に該当する場合は、必ず確定申告や市民税・府民税の申告で、ふるさと納税に伴う寄附金控除を含めた申告手続きを行ってください。

- ① 確定申告や市民税・府民税の申告を行った場合
- ② 5か所を超える市町村に申請を行った場合
- ③ ワンストップ特例の申請内容に変更が生じて変更届出書の提出を1月10日までにしなかった場合(引越したに伴う住所の変更等)

◎申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」について

別紙の「市民税・府民税の計算表」記載の所得金額調整控除の要件に該当する場合は、対象者に関する事項を記入してください。

※この控除は他の扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方の所得者のみに適用する制限がありません。

(例) 夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えて、夫婦間に1人の年齢23歳未満の扶養親族がいる場合、その夫婦双方に控除の適用が可。

◎令和6年中収入(所得)がなかった方の申告について

令和6年中に課税所得のなかった方は、申告書裏面16の欄に必要事項を記入してください。

該当する欄がない場合はその他にチェックし、前年中の生活状況を記入してください。(例:育児休暇中、病氣療養中等)
控除対象配偶者や扶養親族がある場合は、申告書表面②～⑧欄及び「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄も記入してください。

<記入例>

16 前年中に収入(所得)のなかった方(該当するものにチェックして、必要事項を記入してください。)

☒ 次の方に扶養(援助)されていた。	名前 向日○○ 本人との続柄 ○ 住所 □ 表型と同じ ○○市××△△番地
☐ 非課税年金を受給していた。	遺族年金・障害年金・老齢給付年金・その他()
☐ 生活保護を受けていた。	年 月 日 ～ 年 月 日
☐ 学生であった。	学校名 学年
☐ 雇用保険(失業保険)を受給していた。	年 月 日 ～ 年 月 日
☐ 預貯金で生活していた。	
☐ その他(生活状況について具体的に記入してください。)	